

# 板柳町地域防災計画

— 資料・様式編 —

令和 7 年 3 月

板柳町防災会議



# 目次

資料編	1
資料1 岩木川水系岩木川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）	3
資料2 岩木川水系浅瀬石川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）	4
資料3 岩木川水系平川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）	5
資料4 岩木川水系十川浸水想定区域図（想定最大規模）	6
資料5 浸水想定区域内の要配慮者利用施設	7
(1) 岩木川浸水想定区域	7
(2) 浅瀬石川浸水想定区域	8
(3) 十川浸水想定区域	8
資料6 板柳町防災行政用無線局運用管理規程	9
資料7 関係法令に基づく従事命令等の対象となる作業等	18
様式編	21
様式1 被害者実態調査（個票）	23
様式2 被害者名簿	24
様式3 被害状況即報・確定報告	25
様式4 災害状況調	27
様式5 救助の実施状況	28
様式6 人的被害・住家被害	29
様式7 避難状況・救護所開設状況	30
様式8 公共施設被害	31
様式9 医療施設被害	32
様式10 環境衛生施設被害	33
様式11 水道施設被害	34
様式12 水稻被害（水害）	35
様式13 水稻被害（風害、干害、霜害等）	36
様式14 りんご被害	37
様式15 畑作、野菜、花き、一般果樹、桑樹被害	38
様式16 果樹類樹体被害（りんごを除く）	39
様式17 畜産関係被害（家畜・畜産物等）	40
様式18 畜産関係被害（牧草・飼料作物等）	41
様式19 農業関係共同利用施設被害（農業協同組合及び農業協同組合連合会所有のもの）	42
様式20 農業関係共同利用施設被害（その他所有のもの）	43

様式21	農業関係非共同利用施設被害.....	44
様式22	農業協同組合及び農業協同組合連合会の在庫品被害 .....	45
様式23	農地・農業用施設関係被害.....	46
様式24	商工業、観光業施設被害.....	47
様式25	土木施設被害（国、県、町別）.....	48
様式26	建築物被害.....	49
様式27	文教関係被害.....	50
様式28	福祉施設被害.....	51
様式29	その他の公共施設被害.....	52

# 資料編



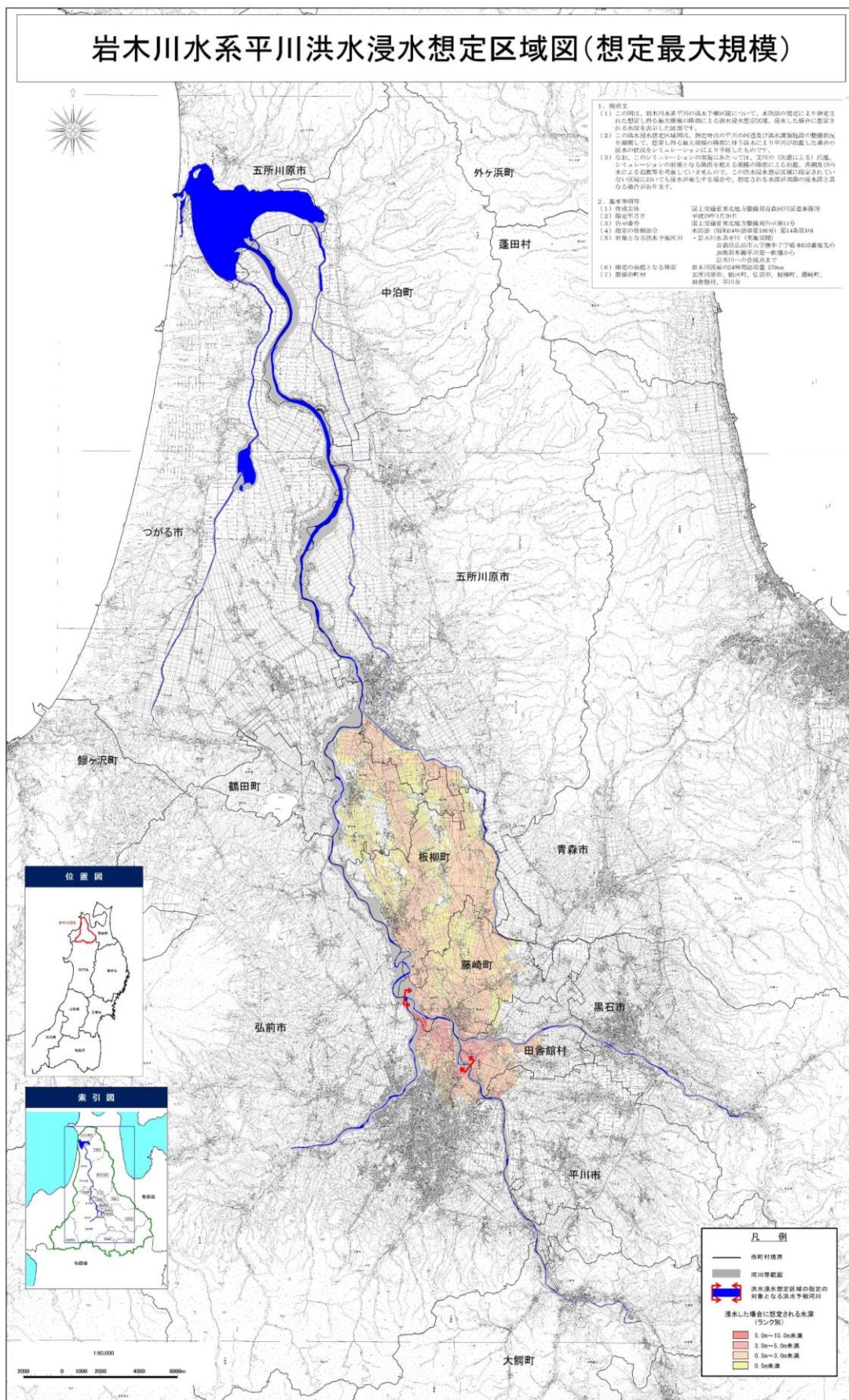






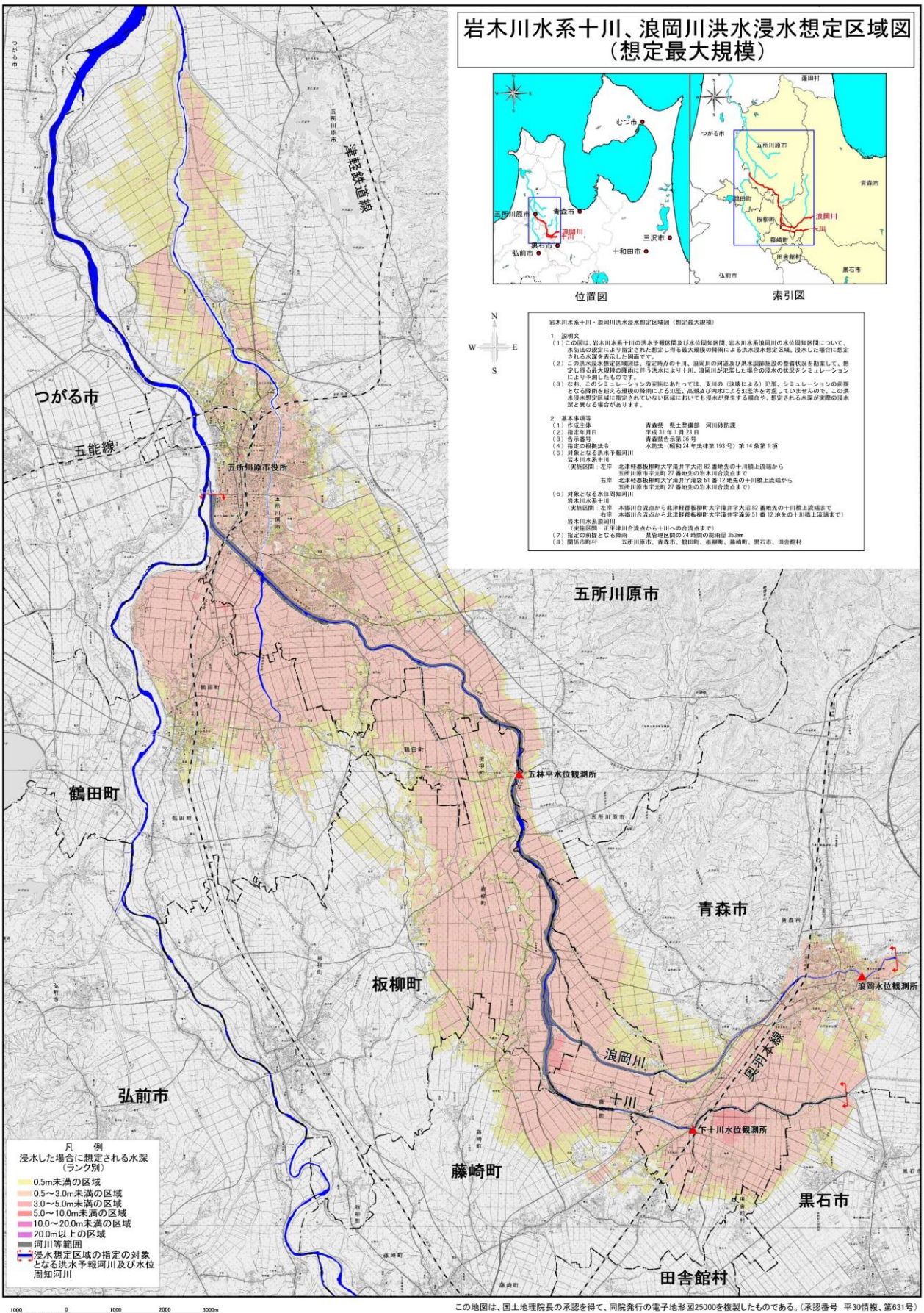


資料3 岩木川水系平川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）





資料4 岩木川水系十川浸水想定区域図（想定最大規模）



## 資料5 浸水想定区域内の要配慮者利用施設

主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者等の要配慮者が利用する施設

## (1) 岩木川浸水想定区域

施設の名称	所在地	電話	備考
特別養護老人ホーム鶴住荘	野中	73-5511	
グループホームいたや荘	文京町	79-2100	
グループホーム鶴住	野中	73-3196	
グループホームみどり	大町	79-1150	
グループホームライラック	掛落林	79-1078	
ケアハウスいたや荘	文京町	79-2100	
まちだハウス1号	大町	79-2161	
まちだハウス2号	大町	72-1261	
まちだ館	東雲町	79-2341	
有料老人ホームやよい	田中錦町	73-3455	
ショートステイ鶴住	野中	73-5511	
デイサービスセンターいたや荘	文京町	79-2100	
デイサービスセンターひばの里	掛落林	73-2651	
デイサービスセンター鶴住	野中	73-3194	
みどりデイサービスセンター	大町	73-3660	
国民健康保険板柳中央病院	栄町	73-3231	
田中外科内科医院	仲町	73-2525	
野宮医院	博労町	73-2256	
渡部胃腸科内科	東雲町	73-2217	
板柳第一保育所鶴住	栄町	72-1530	
板柳第二保育所鶴住	赤田	73-2683	
板柳第三保育所鶴住	田中錦町	73-5570	
小阿弥保育所鶴住	高増	77-2501	
就労継続支援センターあいゆう工房	四ッ谷	77-2775	
いきいきセンター（老人憩いの家）	栄町	72-0965	
旧板柳高等学校	太長	72-1800	
板柳中学校	三千石	73-3105	
板柳北小学校	赤田	73-2344	
板柳南小学校	文京町	73-3309	
小阿弥小学校	大俵	77-2910	
板柳東小学校	常海橋	77-2113	
まちだホーム	大町	73-3111	
有料老人ホームライラック1号館	掛落林	73-5107	
有料老人ホームライラック2号館	掛落林	40-3088	
有料老人ホームいたやの樹	表町	72-1277	

## 資料編

施設の名称	所在地	電話	備考
有料老人ホーム笑むの家	赤田	79-1075	
シニアガーデン板柳	横沢	73-2241	
有料老人ホームライフケア高増	高増	77-4170	
ライフケア高増デイサービスセンター	高増	77-4170	

## (2) 浅瀬石川浸水想定区域

施設の名称	所在地	電話	備考
グループホームいたや荘	文京町	79-2100	
ケアハウスいたや荘	文京町	79-2100	
まちだハウス1号	大町	79-2161	
まちだハウス2号	大町	72-1261	
まちだ館	東雲町	79-2341	
有料老人ホームやよい	田中錦町	73-3455	
デイサービスセンターいたや荘	文京町	79-2100	
野宮医院	博労町	73-2256	
渡部胃腸科内科	東雲町	73-2217	
板柳第三保育所鶴住	田中錦町	73-5570	
就労継続支援センターあいゆう工房	四ッ谷	77-2775	
いきいきセンター(老人憩いの家)	栄町	72-0965	
旧板柳高等学校	太長	72-1800	
板柳南小学校	文京町	73-3309	
まちだホーム	大町	73-3111	
有料老人ホームいたやの樹	表町	72-1277	
有料老人ホーム笑むの家	赤田	79-1075	
シニアガーデン板柳	横沢	73-2241	

## (3) 十川浸水想定区域

施設の名称	所在地	電話	備考
就労継続支援センターあいゆう工房	四ッ谷	77-2775	

## 資料6 板柳町防災行政用無線局運用管理規程

○板柳町防災行政用無線局運用管理規程

平成四年八月二十八日

訓令甲第四号

(目的)

第一条 この規程は、板柳町地域防災計画に基づく災害対策に係る業務及び行政事務に関し、円滑な通信の確保を図るため設置する板柳町防災行政用無線局(以下「無線局」という。)の運用及び管理について、電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)及び関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 「無線局」とは、電波法第二条第五号に規定する無線局をいう。
- 二 「同報親局」とは、特定の二以上の受信設備に対し、同時に同一の通報を送信する無線局をいう。
- 三 「同報子局」とは、同報親局の通信の相手方となる受信設備又は当該受信機能に併せ時局の動作確認等に係る信号の送信機能(アンサーバック機能)を持つ固定局をいう。
- 四 「無線系」とは、前各号の無線局及びその付帯設備を含めて一体となって運用するシステムをいう。
- 五 「無線従事者」とは、無線設備の操作を行う者であって、総務大臣の免許を受けかつ当該無線設備を操作する資格を有する者をいう。

(平二二訓令一四・令三訓令二・一部改正)

(無線局の回線構成)

第三条 無線局の回線構成及び配置等は、別表第一のとおりとする。

(無線系の管理責任課)

第四条 無線系の管理責任課は、地域防災計画により災害対策本部の設置される総務課とする。

(無線系の総括管理者)

第五条 無線系に総括管理者を置く。

- 2 総括管理者は、無線系の管理及び運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。
- 3 総括管理者は、町長の職にある者をあてる。

(無線系の管理責任者)

第六条 無線系に管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、総括管理者の命を受け、無線系の管理運用の業務を行うとともに通信取扱者及び管理者を指揮監督する。
- 3 管理責任者は、管理責任課の長の職にある者をあてる。

(通信取扱責任者)

第七条 無線系に通信取扱責任者を置く。

- 2 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、無線局を管理及び運用し、無線局に係る業務を所



掌する。

- 3 通信取扱責任者は、管理責任者が管理責任課の職員の中から無線従事者の資格を有する者を指名し、これにあてる。

(管理者)

第八条 管理責任課以外に通信操作を行う付帯設備を設置している課に管理者を置く。

- 2 管理者は、総括責任者の命を受け、当該課に設置されている付帯設備の管理監督の業務を所掌する。
- 3 管理者は、本庁にあっては当該課の長を、出先機関等にあっては当該機関等の長をもってあてる。

(無線従事者の配置)

第九条 総括管理者は、無線系に属する無線局の運用体制に必要な員数の無線従事者を確保し、管理責任課には確実に配置するものとする。

- 2 管理責任者は、無線従事者の適正な配置を確保するため常に無線従事者の養成に留意するものとする。
- 3 総括管理者は、無線従事者を選任又は解任した際には、その旨を遅滞なく東北総合通信局長に届けなければならない。

(平二二訓令一四・一部改正)

(無線従事者の任務)

第十条 無線従事者は、無線系に属する無線局の無線設備の操作を行うとともに、無線業務日誌の記載を行う。

(通信取扱者)

第十一条 通信取扱者は、無線局の運用に携わる一般職員とする。

- 2 通信取扱者は、無線従事者の管理のもとに電波法関係法令を遵守し、法令に基づいた無線局の運用を行う。

(書類等の管理)

第十二条 管理責任者は、電波法等関係法令に基づく業務書類を管理保管する。

- 2 管理責任者は、電波法令集を常に現行のものに維持しておくものとする。
- 3 管理責任者及び通信取扱者は、無線業務日誌を査閲するものとする。
- 4 管理責任者は、毎年一月から十二月までの無線業務日誌をとりまとめた抄録を作成し、総括管理者に提出するものとする。
- 5 監理責任者は、無線従事者選解任届及び無線業務日誌抄録の写を整理のうえ保管しておくものとする。

(平二二訓令一四・一部改正)

(災害発生時等の連絡体制)

第十三条 災害発生時等(警報発令時)における連絡体制は、別表第二のとおりとする。

(運用方法)

第十四条 弘前地区消防事務組合板柳消防署の遠隔制御器の運用については、総務課長補佐がこれにあたる。



- 2 同報子局の運用については、子局の所在する町内の行政連絡員がこれにあたる。
- 3 各遠隔制御器及び子局の運用に関しては、板柳町防災行政用無線設備に支障を与えないものとし、災害発生時等(警報発令時)には、その通信統制に従って運用するものとする。
- 4 運用の際には、放送申込書(様式第一号)により管理責任課へ申し込むものとする。

(平一六訓令五・平二二訓令一四・平二五訓令三・平二九訓令八・一部改正)

(放送種別)

第十五条 放送の種別は、次のとおりとする。

- 一 緊急放送
- 二 一般放送
- 三 時報

(放送時間)

第十六条 放送時間は、次のとおりとする。

- 一 緊急放送は、管理責任者が、必要と認める時とする。
- 二 一般放送は、管理責任者が、放送申込書により調整して定める。
- 三 時報は、次のとおりとする。

- イ 午前六時
- ロ 正午
- ハ 午後五時
- ニ 午後八時

(無線設備等の保守点検)

第十七条 無線設備の正常な機能維持を確保するため、次のとおり保守点検を行うものとする。

- 一 月点検(様式第二号)
- 二 年点検(様式第三号)

- 2 無線設備は、毎年一回以上専門技術者による定期点検を実施するものとし、外部に委託する場合は保守契約を締結しておくものとする。
- 3 保守点検の責任者は、次のとおりとする。
  - 一 月点検は、管理責任者とする。
  - 二 年点検は、総括管理者とする。
- 4 予備装置及び予備電源を使用しての動作試験を毎年二回以上実施し、機能を確認しておくものとする。
- 5 点検の際に、異常を発見したときは、速やかに管理責任者に報告し、保守契約をしている業者等に連絡を行い、障害の除去に努めるものとする。

(通信訓練)

第十八条 管理責任者は、非常災害発生時に備え通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、総合防災訓練に併せた通信訓練を毎年一回以上行うものとする。

- 2 訓練は、通信統制訓練、住民への警報通報等の伝達訓練及び不感地帯への通報伝達訓練を重点として行うものとする。

(研修)

第十九条 管理責任者は、通信取扱者等に対して毎年一回以上の電波法令等関係法令及び運用細則並びに無線機の取扱要領等の研修を行うものとする。

附則

この規程は、平成四年九月一日から実施する。

附則(平成一六年三月四日訓令第五号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附則(平成二二年三月三十一日訓令第一四号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附則(平成二五年六月二六日訓令第三号)

この訓令は、平成二十五年七月一日から施行する。

附則(平成二九年三月三十一日訓令第八号)

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附則(令和三年五月二一日訓令第二号)

この訓令は、令和三年六月一日から施行する。

附則(令和四年三月三〇日訓令第八号)

(施行期日)

1 この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この訓令による改正前の様式によるものとみなす。
- 3 この訓令の施行の際現にある旧様式による様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

## 別表第1(第3条関係)

(令3訓令2・全改)

回線構成及び設置場所(固定系)

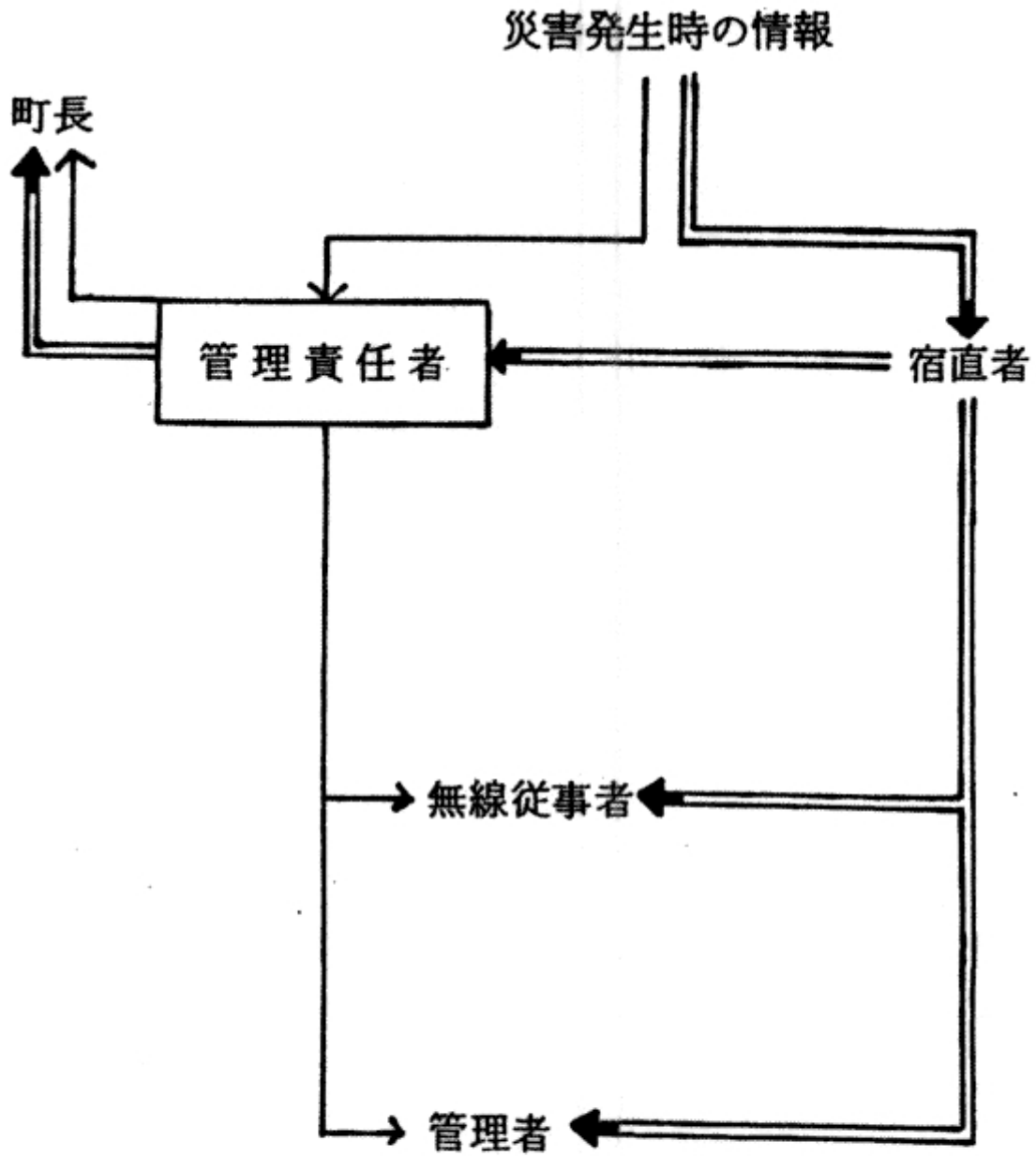


No.	設置場所
1	板柳町大字五林平字前橋1-1
2	板柳町大字夕顔関字長田34-7
3	板柳町大字常海橋字駒田243-4
4	板柳町大字夕顔関字池上4
5	板柳町大字常海橋字松枝53
6	板柳町大字常海橋字俵元113-8
7	板柳町大字滝井字西田61-5
8	板柳町大字滝井字西田19-1
9	板柳町大字常海橋字稲葉32-2
10	板柳町大字柏木字片田野165-1
11	板柳町大字牡丹森字鴨泊179-1
12	板柳町大字柏木字五反田1-2
13	板柳町大字狐森字蓮沼2-3
14	板柳町大字柏木字鴨泊1-2
15	板柳町大字高増字前田82
16	板柳町大字大俵字和田287-先
17	板柳町大字大俵字和田274-3
18	板柳町大字五幾形字飯田342
19	板柳町大字野中字若松69
20	板柳町大字石野字宮本56-6

No.	設置場所
21	板柳町大字赤田字松下28-8
22	板柳町大字三千石字宮内1-8
23	板柳町大字福野田字増田56-1-先
24	板柳町大字福野田字実田67-15
25	板柳町大字福野田字本泉40-4
26	板柳町大字福野田字本泉32
27	板柳町大字小幡字柳田45-4
28	板柳町大字掛落林字前田56-2
29	板柳町大字灰沼字玉川15-75
30	板柳町大字深味字深宮35-3
31	板柳町大字太田字前橋30-1
32	板柳町大字横沢字西里見97-5
33	板柳町大字飯田字村元21-1
34	板柳町大字板柳字土井89
35	板柳町いたや町1丁目40
36	板柳町大字灰沼字岩井61
37	板柳町大字三千石字木賊72-21
38	板柳町大字三千石字木賊83
39	板柳町大字福野田字常盤121-1

別表第2(第13条関係)

災害発生時の連絡体制



→ 平常執務時間中

⇒ 平常執務時間外

様式第1号(第14条関係)

(令4訓令8・一部改正)

様式第1号(第14条関係)

放送申込書(緊急・一般)

総務課長	課長補佐	係長	主管課長	依頼者職氏名	
申込月日(時)			放送予定		
月 日 時 分			月 日 時 分・	時 分	時 分
放送件名			月 日 時 分・	時	分
放 送 内 容					
	-----				
	-----				
	-----				
	-----				
	-----				
	-----				
	-----				
	-----				
	-----				
顛末					

資料編

様式第2号(第17条関係)

(令4訓令8・一部改正)

様式第2号(第17条関係)

毎月点検

点検年月日	年 月 日	局 名	
点 検 者 名			管理責任者
点 検 項 目		結 果	
1 無線系の動作確認			
2 予備電源、予備装置の動作確認			
3 同報子局の音声試験			
4 その他特記事項			
備 考			



## 様式第3号(第17条関係)

(令4訓令8・一部改正)

## 様式第3号(第17条関係)

## 毎年点検

点検年月日	年 月 日	局 名	
点 検 者 名		管理責任者	
点 検 項 目		結 果	
1 通信取扱者に対する研修又は指導監督の有無			
2 選任している無線従事者数の適否			
3 管理責任部署に配置されている無線従事者数の適否			
4 無線従事者選(解)任届の提出の有無			
5 免許状の備付けの有無及び指示方法の適否			
6 日誌抄録の提出の有無			
7 定期通信訓練実施の有無			
8 無線系の耐震対策の確認			
備 考			

## 資料7 関係法令に基づく従事命令等の対象となる作業等

区分	対象になる作業	執行者	根拠法令	種類
1	災害応急対策作業 ① 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項 ② 施設及び設備の応急の復旧に関する事項 ③ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項 ④ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項 ⑤ 緊急輸送の確保に関する事項 ⑥ その他災害の発生の防御または拡大の防止のための措置に関する事項	知事 (町長)	災害対策基本法 第71条第1項 ( 第72条第2項)	従事命令
				協力命令
2	災害救助作業 被災者の救難、救助その他保護に関する事項	知事	災害救助法 第24条第1項	従事命令
		東北運輸局長	災害救助法 第24条第2項	従事命令
		知事	災害救助法 第25条	協力命令
3	災害応急対策作業 消防、水防、救助その他災害の発生を防御し、または災害の拡大を防止 するために必要な応急措置に関する事項	町長	災害対策基本法 第65条第1項	従事
		警察官 海上保安官	災害対策基本法 第65条第2項	
		災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害対策基本法 第65条第3項	
4	消防作業	消防吏員 消防団員	消防法 第29条第5項	
5	水防作業	水防管理者 水防団長 消防機関の長	水防法第24条	

対象者	公用令書	費用	
		実費弁償	損害補償
① 医師、歯科医師又は薬剤師 ② 保健師、助産師、看護師、准看護師、 診療放射線技師、臨床検査 技師、臨床 工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 ③ 土木技術者又は建築技術者 ④ 大工、左官又はとび職 ⑤ 土木業者または建築業者及びこれら の者の従業者 ⑥ 鉄道事業者及びその従業者 ⑦ 軌道経営者及びその従業者 ⑧ 自動車運送事業者及びその従業者 ⑨ 船舶運送業者及びその従業者 ⑩ 港湾運送業者及びその従業者	公用令書を交付 (様式県施行細則 第9条、第11条)	県施行細則 に定める額 を支給	災害救助法施行令に定 める額を補償
救助を要する者及びその近隣の者			
1と同じ	県施行細則に定め る額を支給		
輸送関係者(1の⑥～⑩に掲げる者)	公用令書を交付		
1と同じ	1と同じ		
町域内の住民または応急措置を実施すべ き現場にある者			条例で定める額を補償 (「非常勤消防団員等 に係る損害補償の基準 を定める政令」中、消防 作業従事者、水防作業 従事者に係る規定の定め る額)
火災の現場付近にある者			3に同じ
水防管理団体の区域内に居住する者また は水防の現場にある者			3に同じ



# 様式編









様式3 被害状況即報・確定報告

市 町 村				区 分			被 害
災 害 名 号 報 告 番 号	災害名			田	流失・埋没	ha	
	第 報				冠 水	ha	
報 告 者 名	( 月 日 時現在)			畑	流失・埋没	ha	
					冠 水	ha	
区 分				学 校	箇所		
被 害					病 院	箇所	
人 的 被 害	死 者	うち災害関連死者	人	そ の 他	道 路	箇所	
			行 方 不 明 者		人	橋 り よ う	箇所
	負 傷 者	重 傷	人		河 川	箇所	
		軽 傷	人		港 湾	箇所	
住 家 被 害	全 壊	棟		砂 防	箇所		
		世帯		清 掃 施 設	箇所		
		人		崖 く ず れ	箇所		
	半 壊	棟		鉄 道 不 通	箇所		
		世帯		被 害 船 舶	隻		
		人		水 道	戸		
	一 部 破 損	棟		電 話	回線		
		世帯		電 気	戸		
		人		ガ ス	戸		
	床 上 浸 水	棟		ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所		
		世帯					
		人					
床 下 浸 水	棟		り 災 世 帯 数	世帯			
	世帯		り 災 者 数	人			
	人						
非 住 家	公 共 建 物 そ の 他	棟	火 災 発 生	建 物	件		
		棟		危 険 物	件		
		棟		そ の 他	件		

区 分		被 害	都 道 府 県	災 害 対 策 本 部	名 称			
公 立 文 教 施 設	千 円						設 置	月
農 林 水 産 業 施 設	千 円				解 散	月	日	時
公 共 土 木 施 設	千 円							
そ の 他 の 公 共 施 設	千 円							
小 計	千 円							
公 共 施 設 被 害 市 町 村 数	団 体							
そ の 他	農 業 被 害	千 円					計	団 体
	林 業 被 害	千 円						
	畜 産 被 害	千 円						
	水 産 被 害	千 円						
	商 工 被 害	千 円					計	団 体
	そ の 他	千 円						
被 害 総 額	千 円				消 防 職 員 出 動 延 人 数	人		
					消 防 団 員 出 動 延 人 数	人		
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概要 応急対策の状況 ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ ボランティアセンター設置状況（設置の有無及び設置場所等） ・ ボランティアの活動状況（受入の有無、派遣の有無等） ・ その他関連事項							

※ 被害額は省略することができるものとする。



様式5 救助の実施状況

救 助 の 実 施 状 況

年 月 日現在

区 分			避難所		応急仮設住宅		炊出	飲料水		被服、寝具等				医療及び助産			救 出		応急処理	学用品		埋葬	死体の検索処理	障害物の除去			
月 日 時 分 発(受)	発(受)者 氏 名	月 日 時 分 現在	箇 所 数 (箇所)	収 容 人 員 (人)	設 置 戸 数 (戸)	完 成 戸 数 (戸)	給 食 実 人 員 (人)	対 象 人 員 (人)	給 水 車 台 数 (台)	世 帯 数 (世帯)	被 服 (点)	寝 具 (点)	そ の 他 (点)	医 療 班		医 療 機 関		分 娩 者 数 (人)	救 出 人 員 (人)	行 方 不 明 (人)	対 象 数 (世帯)	小 学 生 (人)	中 学 生 (人)	埋 葬 数 (体)	処 理 数 (体)	対 応 世 帯 数 (世帯)	
														(班)	(人)	(機関)	(人)										

## 様式6 人的被害・住家被害

## 人的被害・住家被害

(第 報)

報告の期限	日時分現在	受信時刻	時	分	
発信機関		受信機関			
発信者名		受信者名			
内 容					
発 生	日 時	日 時 分			
	場 所				
	原 因				
人 的 被 害 の 状 況	被害程度	1. 死亡 2. 行方不明 3. 重傷 4. 軽傷			
	氏名等	(氏名 ) (生年月日 ) (性別 )			
	住 所				
	収容先				
	その他参考事項 (応急処置、情報源、確認、未確認の別、世帯主及び続柄等)				
住 家 被 害 の 状 況	全 壊	半 壊	一部破損	床上浸水	床下浸水
	棟	棟	棟	棟	棟
	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯
	人	人	人	人	人
	応急対策の状況				

様式 7 避難状況・救護所開設状況

避難状況・救護所開設状況

(第 報)

報告の期限		日時分現在		受信時刻		時分	
発信機関				受信機関			
発信者名				受信者名			
内 容							
避難状況	避難先	地区名	高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保、自主避難の種別及び日時	世帯数	人数	屋内屋外の別	今後の見通し
			(高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保、自主避難) 日時分	世帯	人	屋内 屋外	
			(高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保、自主避難) 日時分			屋内 屋外	
			(高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保、自主避難) 日時分			屋内 屋外	
			(高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保、自主避難) 日時分			屋内 屋外	
			(高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保、自主避難) 日時分			屋内 屋外	
救護所開設状況	救護所名		設置場所	収容人数		実施機関	
				重傷	軽傷		



## 様式 8 公共施設被害

## 公 共 施 設 被 害

(第 報)

報 告 の 時 限	日 時 分現在	受 信 時 刻	時 分
発 信 機 関		受 信 機 関	
発 信 者 名		受 信 者 名	
内 容			
被 害 区 分	ア. 河川 イ. 海岸 ウ. 貯水池・ため池等 エ. 砂防 オ. 港湾・漁港 カ. 道路 キ. 鉄道 ク. 電信・電話 ケ. 電力 コ. ガス サ. 水道 シ. その他 ( )		
発 生	日 時	日 時 分	
	場 所		
	原 因		
状 況	被害区域区間		
	管 理 者	(電話 )	
	被 害 程 度 ( 概 要 )		
	応急対策の状況		
	復 旧 見 込		
	その他参考事項		







様式 12 水稲被害（水害）

水 稲 被 害 （ 水 害 ）

月 日現在

地区名	作付面積 (ha)	被害面積		被害減収量 (t)	単価 (円)	被害額 (千円)	埋没・決壊		土砂流入		冠 水							浸水被害面積 (ha)	被害農家戸数	
		計 (ha)	うち被害率30%以上 (ha)				被害面積 (ha)	被害量 (t)	被害面積 (ha)	被害量 (t)	冠 期 間 (ha)					被害量 (t)	うち被害率30%以上の被害農家 (戸)			
											1日未満	1～2日	3～4日	5～6日	7日以上				冠水中	
◎	△	◎		△	△	△	( ) ◎		( ) ◎		△	△	△	△	△	△	△	△		

(注) 1 第1報（災害発生後直ちに報告）は◎印のみ報告する。第2報以降は、把握でき次第△印を含めて報告する。確定報告は、全ての欄に記入し報告すること。（以下の報告についても同様）

2 冠水期間については、明確になった面積については期間区分し、その時点で冠水中の面積は「冠水中」として報告する。浸水については、水が引いたあとも差し引かず、「浸水被害面積」として報告する。

3 被害面積等の上段（ ）には、被害率を記入する。

4 被害様相は次の区分による。

- (1) 埋没・決壊・・・土砂が畦畔の高さを超えて堆積したもの及び耕土が流失したもの
- (2) 土砂流入・・・土砂の堆積が畦畔の高さまで達しないもの
- (3) 冠 水・・・稲が全部水中に没したもの
- (4) 浸 水・・・水が畦畔の高さを超えて、かつ冠水には至らないもの

様式 13 水稲被害（風害、干害、霜害等）

水 稲 被 害 （ 風 害 、 干 害 、 霜 害 等 ）																
地区名	作付面積 (ha)	被害面積		被害 減収量 (t)	単 価 (円)	被害額 (千円)	被害程度別面積内訳				減 収 量				被害農家戸数	
		うち被害 率30% 以上 (ha)	被害 率30% 以下 (ha)				30% 未満 (ha)	30~ 49% (ha)	50~ 69% (ha)	70% 以上 (ha)	30% 未満 (t)	30~ 49% (t)	50~ 69% (t)	70% 以上 (t)	被害農家戸数 (戸)	うち30% 以上の 被害農家 (戸)
◎		◎		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	

(注) 1 第1報（災害発生後直ちに報告）は◎印のみ報告し、第2報以降は、把握でき次第△印を含めて報告すること。  
また、確定報告は全ての欄に記入し報告すること。

様式 14 りんご被害

り ん ご 被 害

月 日現在

地区名	栽培面積 (ha)	災害の種類	種 目	被害面積 (ha)	被害程度別面積内訳				被害量			被害金額 (千円)	備 考
					30%未満 (ha)	30~49% (ha)	50~69% (ha)	70%以上 (ha)	減収 (t)	品質低下			
										落果 (t)	樹上損傷 (t)		
	△	1 水害 2 風害 3 雹害 4 雪害 5 凍霜害	(1) 圃地浸水 (2) 樹冠浸水 (3) 土砂堆積埋没 (4) 樹の流失 (5) 倒伏 (1) 落下、樹上損傷 (2) 樹体損傷 (裂開折損含む)	◎	△	△	△	△	△	△	△	△	* 1の(1)は樹冠下浸水をいう。従って被害面積欄のみに記入すること * 1の(2)は樹冠の浸水割合によって程度別を記入すること。 * 1の(3)の被害程度は次の区分により記入すること。 ・地表から50cm~30%以下 ・51cmから樹冠下~30~49% ・樹冠の半分~50~69% ・樹冠の半分以上~70%以上
合計													
被害戸数													

品種別被害割合

(単位：%)

地区名	区 分	つがる	陸奥	ジョナ	北斗	王林	ふじ	その他
	減 収							
	落 果							
	樹上損傷							

(注)

1. 減収量：各被害種目毎の被害程度別面積×(減収率×10a当たりの生産量)
2. 品質低下量：各被害種目毎の被害程度別面積×(品質低下率×10a当たりの生産量)
3. 減収額：減収量×1t当たりの単価
4. 品質低下額品質低下量×1t当たり損害単価
5. 樹体損傷額：樹体損傷本数×被害損傷率×1樹当たり樹体損傷額(果樹共済算定方式)
6. 第1報(災害発生後直ちに報告)は◎印のみ報告し、第2報以降は、把握でき次第△印を含めて報告すること。  
また、確定報告は全ての欄に記入し報告する。

様式 15 畑作、野菜、花き、一般果樹、桑樹被害

畑作、野菜、花き、一般果樹、桑樹被害

月 日 時現在

地区名	作物大分類	作物小分類	被害程度別面積 (ha)					被害減収量 (t)					単価 (円)	被害額 (千円)	備考
			計	30% 未満	30~ 49%	50~ 69%	70% 以上	計	30% 未満	30~ 49%	50~ 69%	70% 以上			
◎	◎	△	◎	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
合計															

- (注) 1 作物大分類には、「麦類」「雑穀、いも、豆類」「野菜」「果樹」「工芸作物」「花き」等を記入。  
 2 作物小分類には、小麦、ばれいしょ、トマト、ぶどう、たばこ、切花類、桑等々を記入。  
 3 桑の被害額は、繭に換算して算出する。被害額は被害面積×10a 当たり取繭量による。  
 4 備考欄には、別に定めるもの以外のものについては、被害減収量算定根拠と被害の態様を記入すること。  
 5 第1報（災害発生後直ちに報告）は丸印のみ報告し、第2報以降は、把握でき次第△印を含めて報告すること。  
 また、確定報告は全ての欄に記入し報告する。



様式 16 果樹類樹体被害（りんごを除く）

果 樹 類 樹 体 被 害 （ り ん ご を 除 く ）

月 日 時現在

地区名	樹種名	被害程度別面積 (ha)				単価 (円)	被害額 (千円)	備 考
		30%未満	30~69%	70%以上	計			
	◎	△	△	△	◎	△	△	
合計								

- (注) 1 被害額は、樹体損傷面積×被害損傷率×10a当たり樹体損傷額（農畜業用固定資産評価標準）－農林水産省－  
 2 第1報（災害発生後直ちに報告）は丸印のみ報告し、第2報以降は、把握でき次第△印を含めて報告すること。  
 また、確定報告は全ての欄に記入し報告する。

様式 17 畜産関係被害（家畜・畜産物等）

畜 産 関 係 被 害 （ 家 畜 ・ 畜 産 物 等 ）

月 日 時現在

区分 地区名										備 考
	被 害 数 量 (頭羽数等)	単 価 (円)	被 害 額 (千円)	被 害 数 量 (頭羽数等)	単 価 (円)	被 害 額 (千円)	被 害 数 量 (頭羽数等)	単 価 (円)	被 害 額 (千円)	
	( ) ◎	△	△	( ) ◎	△	△	( ) ◎	△	△	
合 計										

- (注) 1 区分欄には乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏、ブロイラー、馬、めん羊、配合飼料、牧乾草、購入粗飼料、牛乳、卵等を記入。  
 2 被害数量欄の( )内には箇所数を記入し、備考欄には被害態様等を記入。  
 3 第1報（災害発生後直ちに報告）は丸印のみ報告し、第2報以降は、把握でき次第△印を含めて報告すること。  
 また、確定報告は全ての欄に記入し報告する。

様式 18 畜産関係被害（牧草・飼料作物等）

畜 産 関 係 被 害 （ 牧 草 ・ 飼 料 作 物 等 ）

月 日 時現在

地区名	作物名	被害の態様		被害程度別面積 (ha)					被害減収量 (t)					単価 (円)	被害額 (千円)	備考
				計	30%未満	30~49%	50~69%	70%以上	計	30%未満	30~49%	50~69%	70%以上			
	◎	内訳	◎	◎	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
合 計																

- (注) 1 被害の態様の欄には、枯死、牧草腐敗、埋没、決壊、倒伏、冠水、流失等の被害の態様を記入し、この態様別に被害面積及び被害減収量を記入すること。
- 2 備考欄に箇所数等を記入すること。
- 3 牧草については、生育時期により生産量が異なるため、年間生産量に対する生育時期別割合は、次の数値を参考とすること。  
 牧草の年間収量に占める生育時期別割合 1番草 50% 2番草 30% 3番草 20%
- 4 第1報（災害発生後直ちに報告）は丸印のみ報告し、第2報以降は、把握でき次第△印を含めて報告すること。  
 また、確定報告は全ての欄に記入し報告する。

## 様式 19 農業関係共同利用施設被害（農業協同組合及び農業協同組合連合会所有のもの）

## 農業関係共同利用施設被害（農業協同組合及び農業協同組合連合会所有のもの）

種類名	被害施設名	全 壊		大 破		中 破		小 破		計		備 考
		件数等	被害額	件数等	被害額	件数等	被害額	件数等	被害額	件数等	被害額	
◎	( )									◎	△	
	( )											
	( )											
	( )											
	( )											
	( )											
	( )											
	( )											
合 計												

- (注) 1 種類名には「経済関係」「畜産関係」「園芸関係」「自然牧野」「一般施設」等の別を記入する。  
 2 被害施設名欄の下段( )内には所有者名を記入する。  
 3 件数等には件数・種類・台数・㎡数等を記入する。  
 4 「全壊」「大破」「中破」「小破」の区分については、「農業関係被害の算定基準等について」を参照。  
 5 「件数等」には被害面積も記入する。  
 6 第1報（災害発生後直ちに報告）は◎印のみ報告し、第2報以降は、把握でき次第△印を含めて報告すること。  
 また、確定報告はすべての欄に記入し報告すること。

様式 20 農業関係共同利用施設被害（その他所有のもの）

農業関係共同利用施設被害（その他所有のもの）												
											地区名	
											月 日	時現在（単位：千円）
種類名	被害施設名	全 壊		大 破		中 破		小 破		計		備 考
		件数等	被害額	件数等	被害額	件数等	被害額	件数等	被害額	件数等	被害額	
◎	( )									◎	△	
	( )											
	( )											
	( )											
	( )											
	( )											
	( )											
	( )											
合 計												

- (注) 1 種類名には「経済関係」「畜産関係」「園芸関係」「自然牧野」「一般施設」等の別を記入する。  
 2 被害施設名欄の下端( )内には所有者名を記入する。  
 3 件数等には件数・種類・台数・㎡数等を記入する。  
 4 「全壊」「大破」「中破」「小破」の区分については、「農業関係被害の算定基準等について」を参照。  
 5 「件数等」には被害面積も記入する。  
 6 第1報（災害発生後直ちに報告）は◎印のみ報告し、第2報以降は、把握でき次第△印を含めて報告すること。  
 また、確定報告はすべての欄に記入し報告すること。

様式 21 農業関係非共同利用施設被害

農業関係非共同利用施設被害

地区名 \_\_\_\_\_  
月 日 時現在 (単位：千円)

種類名	被害施設名	全 壊		大 破		中 破		小 破		計		備 考
		件数等	被害額	件数等	被害額	件数等	被害額	件数等	被害額	件数等	被害額	
◎	( )									◎	△	
	( )											
	( )											
	( )											
	( )											
	( )											
	( )											
	( )											
合 計												

- (注) 1 種類名には「経済関係」「畜産関係」「園芸関係」「自然牧野」「一般施設」等の別を記入する。  
 2 被害施設名欄の下段( )内には所有者名を記入する。  
 3 件数等には件数・種類・台数・㎡数等を記入する。  
 4 「全壊」「大破」「中破」「小破」の区分については、「農業関係被害の算定基準等について」を参照。  
 5 「件数等」には被害面積も記入する。  
 6 第1報(災害発生後直ちに報告)は◎印のみ報告し、第2報以降は、把握でき次第△印を含めて報告すること。  
 また、確定報告はすべての欄に記入し報告すること。

様式 22 農業協同組合及び農業協同組合連合会の在庫品被害

農業協同組合及び農業協同組合連合会の在庫品被害

地区名 \_\_\_\_\_  
 月 日 時現在 (単位：千円)

種 類		数 量	単 位	単 価 (円)	被害額 (千円)	備 考
生 産 資 材	( )					
	( )					
	( )					
	計					
そ の 他	( )					
	( )					
	( )					
	計					
合 計						

- (注) 1 在庫品とは、農業協同組合及び農業協同組合連合会の所有または管理するものをいう。  
 2 「種類」の欄 ( ) 内には農協等名を記入する。  
 3 備考欄には、被害の実態等を記入する。  
 4 第1報 (災害発生後直ちに報告) は◎印のみ報告し、第2報以降は、把握でき次第△印を含めて報告すること。  
 また、確定報告はすべての欄に記入し報告すること。

様式 23 農地・農業用施設関係被害

農 地 ・ 農 業 用 施 設 関 係 被 害

平成 年 月 日 時 現在

「平成 年 月 日の による災害」

農地の上段（ ）書きは畑被災分で内数 施設の上段（ ）は延長 (単位：千円・ha)

市町村名	被 害 報 告 額	左 の 内 訳																		備 考		
		農 地			農 業 用 施 設																	
		箇所	面積	金額	頭首工		水 路		ため池		揚水機		橋 梁		道 路		農地保全		施設小計			
					箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所		金額	
計																						



## 様式 24 商工業、観光業施設被害

## 商工業、観光業施設被害

月 日 時現在  
(金額単位：千円)

名称 / 区分	被害内容	被害金額
合計		

(注) 被害内容には、鉱山、商店、事務所ごとにかつその被害程度を記入すること。

様式 25 土木施設被害（国、県、町別）

土木施設被害（国、県、町別）

月 日 時現在  
（金額単位：千円）

区 分	被害箇所数	被 害 金 額	主たる被害箇所及び内容
河 川			
砂 防			
道 路			
橋 梁			
下水道			
合 計			

（注）被害内容には、鉱山、商店、事務所ごとにかつその被害程度を記入すること。

## 様式 26 建築物被害

## 建 築 物 被 害

( 年 月分)

青森県知事 殿						受付年月日番号 ※		
年 月 日								
板柳町長 印								
建築基準法第15条第2項の規程により、災害による建築物の滅失を報告します。								
1 災害市町村名								
2 災害種別		火災、風水害、地震その他			3 火災件数			
4 被害区分		全焼・全壊・全流出			半焼・半壊・半流出			
7 建築物の用途	5 建築物の数 住宅の戸数 面積の 合計 6 構造	建築物 の数	床面積 の合計 (㎡)	建築物 の数	床面積 の合計 (㎡)	建築物 の数	床面積 の合計 (㎡)	8 建築物の 損害見積額 (万円)
		住宅の 戸数		住宅の 戸数		住宅の 戸数		
住 居	木 造	棟		棟		棟		
		戸		戸		戸		
	その他	棟		棟		棟		
戸			戸		戸			
鉱工業		棟		棟		棟		
		棟		棟		棟		
商業		棟		棟		棟		
		棟		棟		棟		
文教公務		棟		棟		棟		
		棟		棟		棟		
その他		棟		棟		棟		
		棟		棟		棟		
		棟		棟		棟		

(注) イ ※欄は記入しないこと。

ロ 2、4欄は該当文字を○印にて囲むこと。

ハ この書は災害種別ごとに作成のこと。

様式 27 文教関係被害

文 教 関 係 被 害

月 日 時現在  
(金額単位：千円)

区 分  地区名	児童、生徒（教職員、 事務職員）被害					教科書被害	学 校 施 設								社 会 教 育 施 設				被害合計金額					
	死 亡	行 方 不 明	重 傷	軽 傷	計		保育所		小学校		中学校		高 校		各種専修校		社会教育施設			社会体育施設		文化財		
							所 数	金 額	校 数	金 額	校 数	金 額	校 数	金 額	校 数	金 額	校 数	金 額		施 設 数	金 額	施 設 数	金 額	施 設 数
計																								

様式 28 福祉施設被害

福 祉 施 設 被 害					
					月 日 時現在 (金額単位：千円)
福祉施設種別	被災施設名	設置主体	建物延面積	被災の程度の内容	被災金額
計					



---

# 板柳町地域防災計画

(様式・資料編)

昭和43年

昭和53年4月修正

昭和59年6月修正

平成元年8月修正

平成10年全面改正

平成22年3月修正

平成30年3月修正

令和7年3月修正

編集発行：板柳町防災会議

事務局：板柳町役場 総務課

板柳町大字板柳字土井239番地3

TEL 0172-73-2111

---